

ご 照 会 及 び 再 申 入 書

令和8年6月2日

〒170-0002

東京都豊島区巢鴨 2-11-4 第3高橋ビル

想いコーポレーション株式会社 御中

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

当法人から令和8年1月21日付申入書にて申入れを行いました件につき、同年2月27日付「回答書」（以下「回答書」といいます。）にて、ご回答いただきまして、ありがとうございました。申入事項のうち、一部は改訂・削除いただきましたが、検討の結果、以下の通り、ご照会及び再申入れいたします。

第2 ご照会事項

1 はじめに

本契約13条1項2文につき、貴社の改訂案によりますと、契約金88万円（税別）の内訳を契約書に明記した上で、解約までに提供したサービスの金額を除く部分が返金されることとされております。

しかし、記載された内訳中に不明確な点があり、このままですとキャンセル料の金額が不明なものとなりますので、この点につき以下の通りご照会いたします。

2 ご照会事項

(1) コンサル費用

回答書では、コンサル費用として20万円と記載がされております。その説明としては、今後の発生しうるリスクを抽出・指摘し、事前の対応法等を提案すること及び受領した事前指示書の確認、作成、整理等をその内容とする旨記載されております。

この点につき、一般的には、コンサルティング契約においては、契約期間を定め、その期間に応じた報酬が定められるものと思料されますが、本契約は、第4条において、終身有効とする旨の記載があり、短期間で契約が終了した場合においては、その報酬は全額ではなく割合的にのみしか請求できないものと考えられます。

そのため、解約の時期に応じた、コンサル費用の返還割合につきましても、具体的にご回答ください。

(2) 郵送料等

回答書では、「ウ 保管、事務手数料」中の「④立替・請求処理」「⑤郵便・発送業務」「⑦解約処理」欄において、貴社からの郵送料と思料される費目が記載されており、また、消費者への連絡が前提となる事項も含まれているものと思料されます。

他方、「オ 電話・メール・郵便・サポート手配等」中にも「郵便」と郵送料に関する費目が記載されており、また、こちらも、消費者への連絡が前提となっているものと思料されます。

かかる記載は、一度の連絡につき、各項目において重複して費用が生じることとなるのでしょうか、ご回答ください。

(3) 公正証書作成費用

回答書では、「遺言、死後事務委任契約、任意後見契約3通の作成に係る士業手配及び当該士業への報酬」として、35万円と記載されております。

しかし、遺言書、死後事務委任契約書、任意後見契約書の作成につき、専門家に依頼して行う場合、当該契約書等の作成については、当該専門家と顧客の間の契約となるはずであり、貴社によるサービスの提供ではないため、貴社がこれに対する対価を顧客に請求することはできないものと思料されます。

また、「士業手配」との記載がありますが、かかる周旋により対価を受領することは、紹介するのが弁護士であれば、弁護士法72条に違反するものと思料され、また、手配する士業によって、弁護士職務基本規程11条、司法書士行為規範12条、行政書士職務基本規則15条等の規範にも同様に違反するものと思料されます。

そのため、当該費目に関し、貴社が行うサービスはないものと思料されますが、当該項目における費用は、いかなるサービスに対する対価となりますでしょうか、ご回答ください。

- (4) 以上の通り、ご照会いたしますので、貴社におかれましては、ご回答いただければと思います。また、契約書の修正の際におかれましても、消費者契約法3条1項1号に基づき、解釈に疑義が生じない明確なものとなるよう修正いただけますと幸いです。

第3 再申入れ事項

- 1 回答書では、本契約第18条（合意管轄）につき、当法人が指摘した裁判例（仙台高等裁判所令和3年12月16日判決）は、本件とは事情が異なるため当てはまらず、消費者契約法10条に該当しないと回答されております。
- 2 しかし、貴社においては、全都道府県において支部を開設しており、全国各地の顧客との間の契約についても、当該顧客の居住地の支部においてなされております。このような営業の実情に照らすと、上記裁判例同様、顧客の住所地とは異なる貴社本店所在地である東京の裁判所のみを専属管轄と定めて、顧客の権利を制限する合理的理由はありませんので、上記裁判例とは事情は異ならず、消費者契約法10条に該当することは明白です。
- 3 したがって、当該条項につき消費者契約法10条に該当し無効ですので、使用中止または修正を再度申し入れます。

第4 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えを、令和8年7月3日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いた

だいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表
させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上